

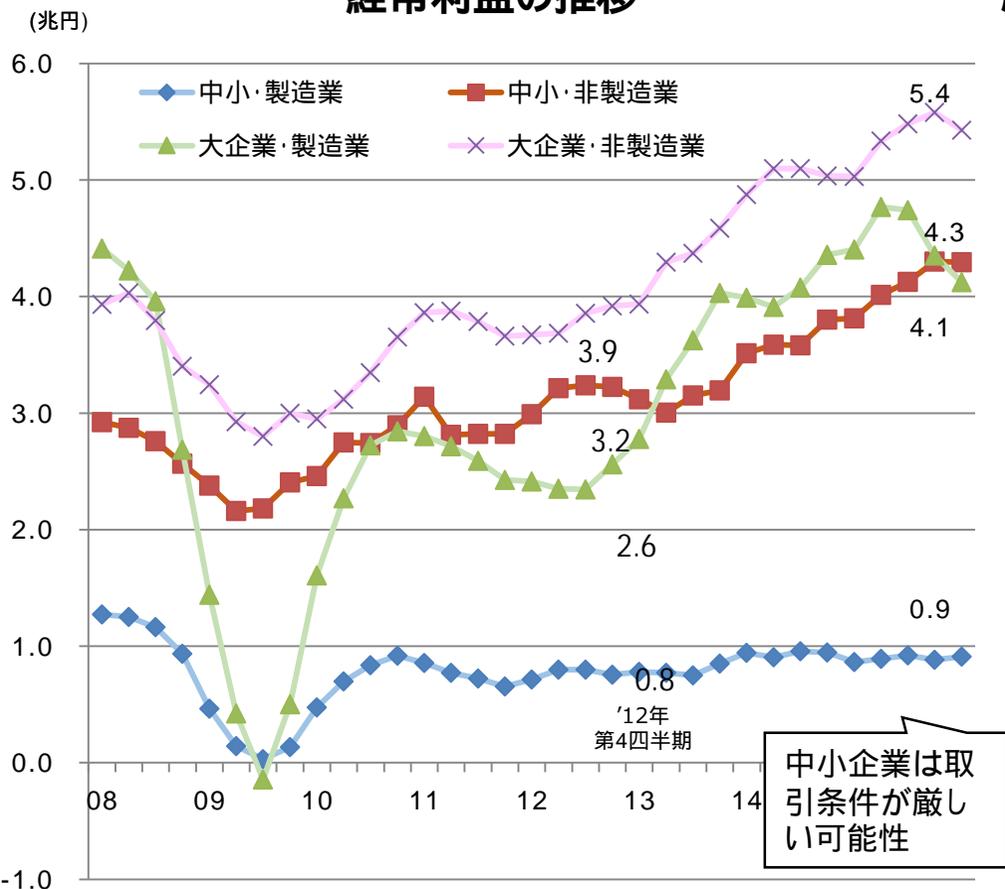


平成30年4月  
中小企業庁

# 1. 「経済の好循環」実現のためには中小企業の取引条件改善が重要

- 企業収益は拡大傾向にあるが、中小企業、なかでも中小製造業は低迷している。

## 経常利益の推移



## 経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について (抜粋) (平成26年12月16日)

経済界は、賃金の引上げに向けた最大限の努力を図るとともに、**取引企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた価格転嫁や支援・協力について総合的に取り組むものとする。**平成26年12月16日付本取りまとめ（「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について」）については、**継続的にフォローアップ**を行っていくこととする。

## 安倍内閣総理大臣施政方針演説 (抜粋) (第190回国会、平成28年1月22日)

「より安く」を追い求める、デフレ型の経済成長には、自ずと限界があります。  
**「より安く」ではなく、「より良い」に挑戦**する、イノベーション型の経済成長へと転換しなければなりません。  
**原材料コストの価格への転嫁など、下請企業の取引条件の改善に官民で取り組みながら、最低賃金についても、1000円を目指し、年率3%を目途に引き上げます。**

資料：財務省「法人企業統計調査季報」  
 (注) 資本金10億円以上の企業を大企業、資本金1000万円以上1億円未満の企業を中小企業とする。

## 2. 取引条件改善のための関係府省等連絡会議の設置

- 総理官邸に「関係府省等連絡会議」を設置した。（平成27年12月～29年8月）

### 「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」

#### 構成メンバー

	27年12月～28年7月	28年8月～29年8月
議長	世耕 弘成 内閣官房副長官（当時）	野上 浩太郎 内閣官房副長官
議長代理	高鳥 修一 内閣府副大臣（当時）	越智 隆雄 内閣府副大臣（当時）
	鈴木 淳司 経済産業副大臣（当時）	松村 祥史 経済産業副大臣（当時）
	とかしき なおみ 厚生労働副大臣（当時）	橋本 岳 厚生労働副大臣（当時）
	宮内 秀樹 国土交通大臣政務官（当時）	根本 幸典 国土交通大臣政務官（当時）
副議長	内閣総理大臣補佐官（政策企画担当）、内閣官房副長官補	
主査	内閣府政策統括官（経済財政運営担当）、中小企業庁長官	
構成員	公正取引委員会事務総長、警察庁生活安全局長、総務省情報流通行政局長、財務省国税庁次長、厚生労働省労働基準局長、農林水産省食料産業局長、国土交通省総合政策局長、環境省総合環境政策局長	

平成27年12月～29年8月まで計13回開催。

なお、「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」は平成29年8月31日をもって「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」に改組された。（後掲）

### 3 . 取引条件改善のための調査等の実施

- 産業界に対する大規模調査や下請等中小企業ヒアリングを実施した。

#### < 企業に対する下請取引等の実態調査（平成27年12月～平成28年3月） >

##### 大企業 1万5千社以上に対する書面調査

利益増加分の用途としては「設備投資」44.2%、「現預金増」32.2%、「従業員の賃上げ」が31.2%で、  
**「取引条件改善」はわずか3.1%**（上位3つまでを選択回答）

##### 中小企業 1万社程度に対するWEB調査

原材料・エネルギーコストの価格転嫁 「必要」36.6% このうち「転嫁できなかった」30.2%

取引単価引き上げにより**収益が改善した場合、「従業員の賃金を引き上げる」71.6%**

##### 下請等中小企業へのヒアリング及びアンケート調査

平成28年2～3月にかけて、200社程度の下請等中小企業を訪問し、ヒアリング調査を実施

**「合理的な説明のない原価低減要請を受ける！」**

**「金型を廃棄させてもらえず、保管費用も負担してくれない！」 「手形での支払が多い！」**

- 主要業種の大企業に対し、その調達方針等についてヒアリングを実施した。

#### < 大企業ヒアリング（平成28年4月～8月） >

自動車・同部品製造、情報通信機器、建機・プラント、建設、トラック運送の計95社の調達責任者等を対象として、**業所管府省、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省、国土交通省の関係府省担当官がチームを組んでヒアリング**を実施。

# 4. 「未来志向型の取引慣行に向けて」 (世耕プラン)

平成28年9月15日、経済産業省として取り組む今後の政策パッケージをとりまとめ公表

## 3つの基本方針

- (1) 親事業者による不適正な行為に対して厳正に対処し、**公正な取引環境を実現**する。
- (2) **親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」**につながる望ましい取引慣行等を普及・定着させる。
- (3) **サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や質上げできる環境の整備**に向けた取組を図る。

## 3つの重点課題

本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけないよう、徹底する。

### 価格決定方法の適正化

一律 %減の原価低減を要請される、  
労務費上昇分が考慮されない、等

### コスト負担の適正化

量産終了後に長期間に渡って無償で  
金型の保管を押しつけられる、等

### 支払条件の改善

手形等で支払いを受ける比率が高い、  
割引コストを負担せざるを得ない、等

## 業種横断的なルールの明確化・厳格な運用 (横軸)

事項	具体的な政策
下請代金法の運用強化 (運用基準改正)	違反事例を追加し、違反情報の収集強化と未然防止を図る。(不適正な原価低減活動、金型の保管コストの押しつけ、等の違反行為事例の追加を公正取引委員会に提案) <b>【平成28年12月14日付 改正済み】</b>
適正取引、付加価値向上の促進 (振興基準改正) * 下請中小企業振興法	望ましい取引慣行を追記し、親事業者に要請する。(取引先の生産性向上への協力、労務費上昇分に対する考慮、サプライチェーン全体での取引適正化、等) <b>【平成28年12月14日付 改正済み】</b>
下請代金の支払条件の改善 (通達、振興基準の見直し)	下請代金の支払条件の改善を、親事業者に要請する。(現金払いの原則、割引料負担の一方的な押しつけの抑制、手形等の支払期間の短縮、等) <b>【平成28年12月14日付 通達発出済み】</b>
下請代金法の調査・検査 の重点化	原価低減・金型・手形等に重点を置いて、下請代金法の書面調査の充実、特別立入検査を実施する。 <b>【29年度より実施】</b>

## 業種別の自主行動計画の策定等 (縦軸)

- (1) 下請ガイドライン策定業種のうち、まずは幅広い下請構造をもつ自動車等の業種に対して、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた**自主的な行動計画の策定と着実な実行を要請**するとともに、**フォローアップ**を行う。**【28年度内に策定済み】**
- (2) 業種別下請ガイドラインを改訂し、親事業者と下請事業者の連携・協力に係る**ベストプラクティス**を追加する。**【全17業種において改訂・策定済み】**

## 5 . 業種横断的なルール整備

- 平成28年12月14日付けで、下請法等の関係法令の運用を強化した。

### 下請代金支払遅延等防止法・運用基準の改正【公正取引委員会事務総長通達】

- 違反の事例として、「合理性のない一方的な原価低減要請」「金型保管コストの押しつけ」等の75事例を追加。計141事例に。

### 下請中小企業振興法・振興基準の改正【経済産業大臣告示】

- 親事業者に対し、取引先の生産性向上等への協力や合理性を確保した原価低減要請、取引対価への労務費上昇分の考慮などを求める。
- 型の管理の適正化に向けて、保管費用等は双方が十分協議の上、必要な事項を明確に定めるとともに、親事業者の事情による場合は親事業者が費用を負担。

### 下請代金の支払手段に関する通達【公正取引委員会・中小企業庁連名通達】

- 可能な限り現金払いに。手形の場合、割引料は親事業者負担、サイトは60日以内に。  
( 現行120日以内。繊維業は90日以内 )

# 6 . 自主行動計画

- 世耕大臣から業界団体に対して、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた**自主行動計画の策定と着実な実行を要請**した。
- 自動車業界をはじめとして、主要産業界の**30団体**が計画を策定し公表した。 (平成30年4月時点)

< 平成29年3月までに策定した21団体 >

業種	団体名
自動車	日本自動車工業会 日本自動車部品工業会
素形材	素形材センター等 計9団体
建設機械	日本建設機械工業会
繊維 (2団体連名で策定)	日本繊維産業連盟 繊維産業流通構造改革推進協議会
電機・情報通信機器	電子情報技術産業協会 (JEITA) ビジネス機械・情報システム産業協会 (JBMIA) 情報通信ネットワーク産業協会 (CIAJ) 日本電機工業会 (JEMA)
情報サービスソフトウェア	情報サービス産業協会
トラック運送業 国交省より要請	全日本トラック協会
建設業 国交省より要請	日本建設業連合会

+

< 平成30年1月以降、新たに策定した9団体 >

業種	団体名
機械製造業	産業機械 日本産業機械工業会
	工作機械 日本工作機械工業会
流通業	スーパー、コンビニ、ドラッグストア等小売業 日本スーパーマーケット協会 新日本スーパーマーケット協会 日本フランチャイズチェーン協会 日本チェーンドラッグストア協会 日本ボランタリーチェーン協会
警備業 警察庁より要請	全国警備業協会
放送コンテンツ業 総務省より要請	放送コンテンツ適正取引推進協議会

## 7. フォローアップ体制（平成29年4月～）

- 発注側の大企業、下請側の中小企業の両方に対してきめ細やかな調査を実施し、サプライチェーン全体にわたる「適正取引」や「付加価値向上」の浸透・徹底を図る。

項目	内容
(1) 自主行動計画のフォローアップ	<ul style="list-style-type: none"><li>中小企業庁の定める『フォローアップ指針』を踏まえ、昨秋、<u>各団体においてフォローアップ調査</u>を実施。調査結果を踏まえ、<u>個社の取組の改善や自主行動計画の見直し</u>を要請予定。</li></ul>
(2) 下請Gメンによる訪問調査	<ul style="list-style-type: none"><li>平成29年4月より、<u>全国に80名規模の取引調査員（下請Gメン）を配置し、年間2,000件以上の下請企業ヒアリング</u>を実施。</li><li>下請Gメンによるヒアリングで<u>問題事案を把握した場合には、必要に応じ個社又は業界団体にフィードバックし、自主行動計画の実行の徹底、改訂などを要請。</u></li></ul>
(3) 大規模な調査の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>改善状況について、<u>親事業者及び下請事業者に対し大規模な調査（6万社超）</u>を実施。（平成30年1月より実施。4月以降、結果をとりまとめ）</li><li><u>現金払い比率、手形サイト等について、対策前と比較して改善状況を確認。</u>また、<u>労務費上昇分の考慮、型保管費用の負担など、新規項目も調査対象に追加。</u></li></ul>

# 8-1 . 自主行動計画フォローアップ調査の概要（平成29年12月）

○各団体から報告のあった調査結果について集計したところ、調査対象は各団体所属の会員企業約7,000社で、全体の回答率は25.4%。

## 1 . 業種

業種	発送	回答	割合
自動車	14社	14社	100.0%
自動車部品	368社	186社	50.5%
建設機械	67社	33社	49.3%
電機・情報 通信機器	469社	196社	41.8%
素形材	1,760社	682社	38.8%
繊維	3,700社	572社	15.5%
ソフトウェア	520社	69社	13.3%
合計	6,898社	1,752社	25.4%

## 2 . 取引階層

ティア	発注側	受注側
メーカー	227社	225社
一次下請	709社	872社
二次下請	189社	448社
三次下請	36社	158社
四次下請以下	9社	37社

複数回答等があるため、左記（1 . 業種）の回答合計とは一致しない。

## 3 . 企業規模

大企業	410社
中小企業	1,309社

建設機械業界の回答（33社）については、大企業、中小企業の区別がないため、上記数値に含まれていない。

## 8-2 . フォローアップ調査結果概要

世耕プラン重点三課題（ **原価低減要請、 型管理、 支払条件** ）について、自動車業界を中心に積極的な取組が浸透。

特に、**支払条件の改善**については、**自動車セットメーカー8社が100%現金払いに切り替え**、自動車部品企業（ティア1～2：すべて現金受取22%）、素形材関係企業（ティア1～4：すべて現金受取14%）の間でも浸透しつつある。

自動車セットメーカーの現金払い化に比し、自動車部品企業の現金受取比率が低いのは、**大企業間取引での手形使用が改善されていないことに起因し、ティア2以降の現金化のボトルネック要因**ではないかと推察される。

他方、建機、電機・情報通信機器、繊維業界などの業界では、改善に向けた取組に着手しているものの、**発注側大企業の100%現金払いは未だ10～30%程度にとどまっているなど**、動きが鈍い面も見受けられる。

## 9-1 . 下請中小企業ヒアリングの実施概要（平成29年12月）

- 平成29年4月から**下請Gメン（取引調査員）**を**80名規模で配置**して、全国の下請中小企業を訪問してのヒアリングを本格的に実施している。
- 年間で2,583件のヒアリングを実施した。**（平成29年1～3月先行実施分303件を含む1～12月の累計）

### 1 . 業種別

業種	件数	割合
自動車	822件	31.8%
電気・機械	728件	28.2%
その他製造業	724件	28.0%
非製造業	309件	12.0%
合計	2,583件	100.0%

### 2 . 取引の階層別

ティア	件数	割合
一次下請	1,319件	51.1%
二次下請	932件	36.1%
三次下請	240件	9.3%
四次下請以下	56件	2.2%
その他	36件	1.4%

### 3 . 資本金別

資本金	件数	割合
1億円以上	60件	2.3%
5000万円～1億円	333件	12.9%
1000万円～5000万円	1,072件	41.5%
1000万円以下	1,118件	43.3%

### 4 . 地域別

地域	件数	割合	地域	件数	割合
本省	530件	20.5%	近畿	362件	14.0%
北海道	206件	8.0%	中国	170件	6.6%
東北	163件	6.3%	四国	90件	3.5%
関東	387件	15.0%	九州	201件	7.8%
中部	413件	16.0%	沖縄	61件	2.4%

## 9-2 . ヒアリング結果概要

### 【主な改善事例】

- **全体の27%程度( )で重点課題三項目の具体的改善を確認。**
- 支払条件の改善は400件超と顕著に多い。「100%現金化」の事例。
- 原価低減要請については、「例年あった要請がなくなった」等の改善事例が140件。
- 金型関連は「保管状況を視察に来た」等の改善事例が130件程度。

### 【主な要改善事例】

- 重点課題三項目では、**全体の14%程度で問題が改善されていない状況。**
- 原価低減要請での要改善事例が多く、浸透するにはなお時間が必要。

( ) 数値は「近時改善があった」ことを聞き取った事例の割合であり、残り73%が不適切な取引状況であることを意味しない。

< 下請企業ヒアリング(平成29年：全2,583件)において把握できた事例の件数 >

	近時改善した事例	要改善事例
原価低減	140件	159件
支払条件(現金化・手形サイト短縮)	415件	143件
型の管理適正化(型の廃棄・管理費用支払)	129件	58件
合計	684件	360件

## 10．今後の対応について（平成30年4月～）

- **自主行動計画フォローアップ調査結果及び下請ヒアリング調査結果を踏まえ、以下の対応を行うとともに、引き続き、取引条件改善に向けた取組を粘り強く行っていく。**

### 1．個社へのヒアリング・要請、業界への要請

昨年末に発表した調査結果を踏まえ、年明け以降、世耕大臣より、建設機械（1月10日）、繊維（1月16日）の業界団体トップに対し、さらなる改善努力を要請。その他の業種についても事務方幹部より要請。

### 2．下請ヒアリングの体制強化

平成30年4月以降、下請Gメンの体制を増強（80名 120名超）し、年間4,000件以上（29年度目標は年間2,000件以上）の訪問ヒアリング調査を実施予定。継続的に下請取引の実態把握に努めていく。

### 3．新たな課題への対応

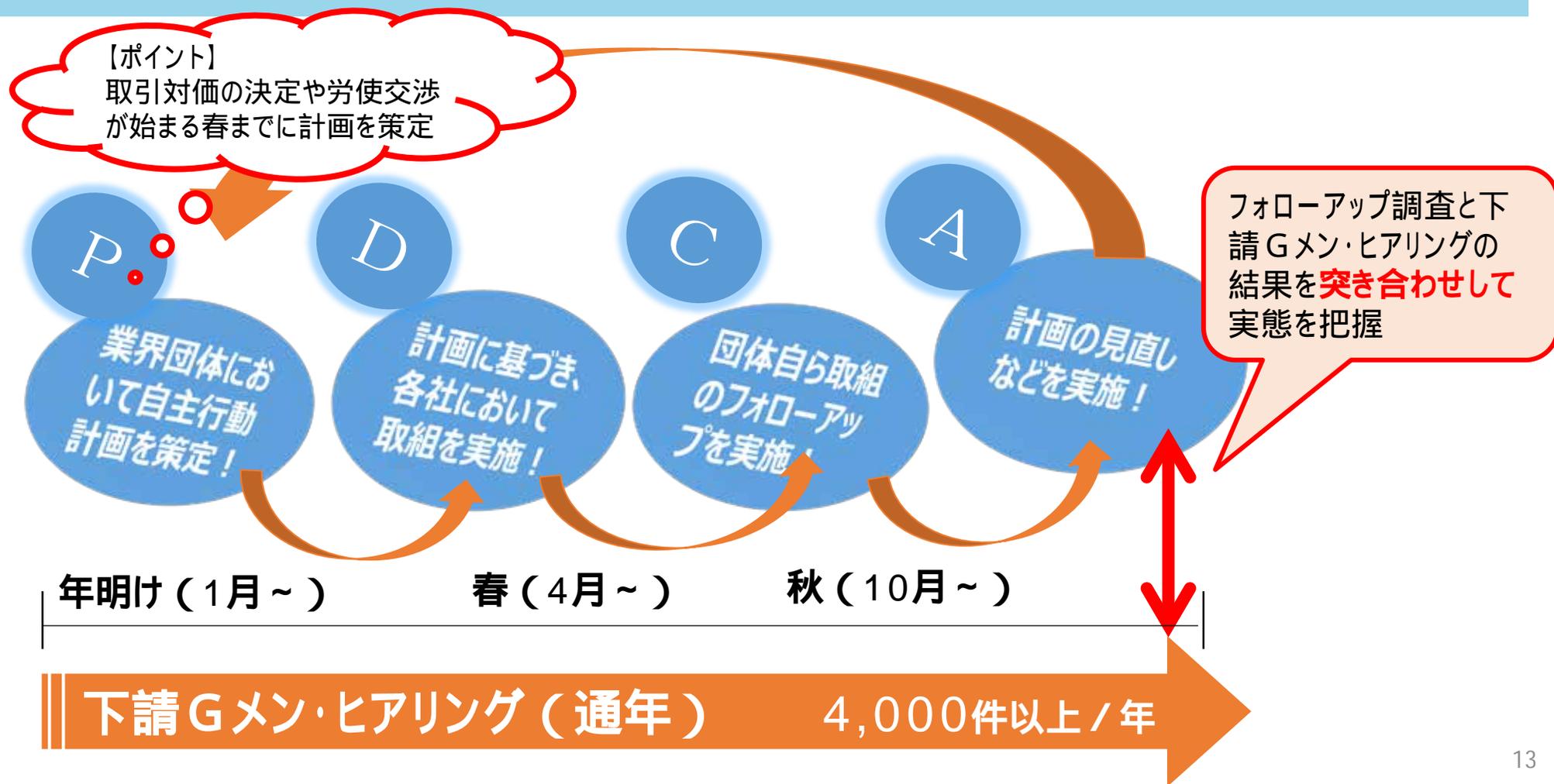
下請Gメンヒアリング調査等で明らかになった金型の分割払い問題について、公正取引委員会と連携しヒアリング等調査に着手。また、大企業間（例：カーメーカー 1次下請）での手形取引が、2次下請以下の取引の現金払い化のボトルネック要因となっていることから、改善に向けた要請を検討。

### 4．下請振興法「振興基準」の改正等の検討

ヒアリング等を通じて把握した商慣行や課題等を整理し、振興基準の改正等を検討していく。

# 11 . 更なる取組の浸透と業種の拡大

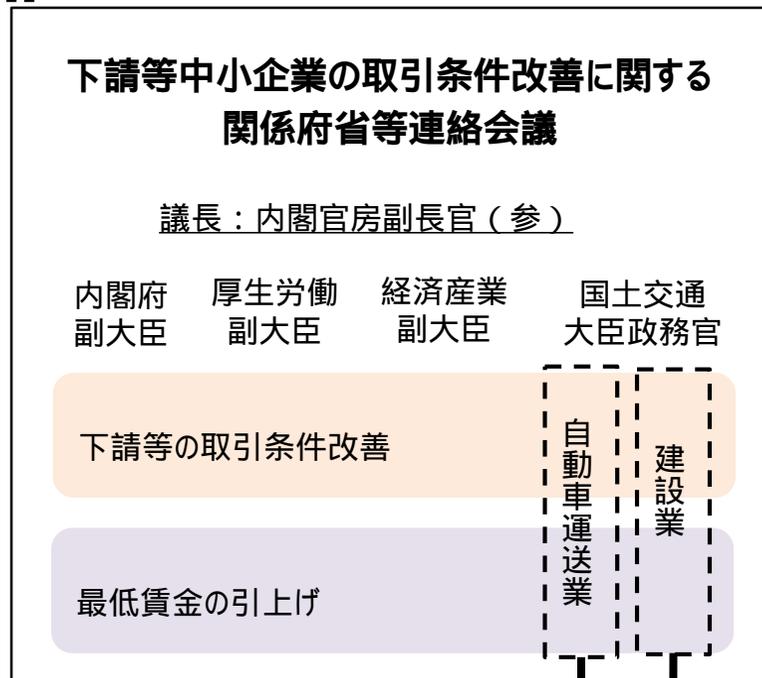
- 自主行動計画は策定して終わりではなく、PDCAサイクルを回し、サプライチェーン全体での浸透を図っていくことが重要である。
- また、下請中小企業の取引条件改善に向けて、既存業種だけではなく、**他の業種にも自主行動計画の取組を広げていく**ことが必要である。



# 12. 「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」

- 平成29年9月、従来の「下請等連絡会議」を発展解消し、「中小・小規模企業の活力向上のための連絡会議」及びWGが設置された。

従来



**自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議**

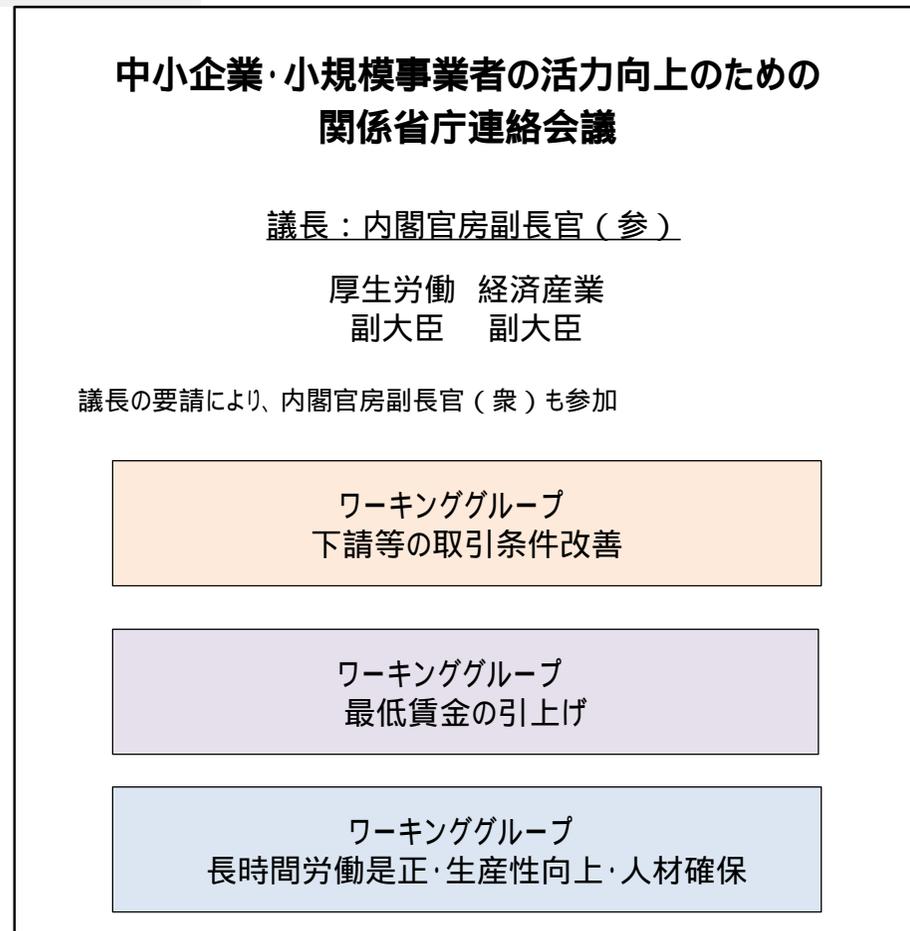
・副長官(参)  
・国交副大臣

**建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議**

・副長官(参)  
・国交副大臣

(平成29年6月設置済。大企業に関する部分を含む)

改組後



平成29年9月以降、親会議：2回、WG：3回、WG：2回、WG：2回開催。（平成30年4月現在）

# 【参考】下請ガイドライン

- 平成28年12月の基準・通達の改正等を踏まえて、下請ガイドラインを改訂した。（平成29年3月末）
- 新たに食品製造業・小売業（牛乳・乳製品）のガイドラインを策定し合計**18業種**に。

## 1. 下請ガイドラインとは？

「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」は、下請事業者と親事業者との間で適正な下請取引が行われるように、国が策定したガイドライン。

各業界の特性に応じて、下請代金等で問題となり得る行為や望ましくない取引慣行の他、ベストプラクティス事例（理想的な好ましい取引事例）なども例示。

## 2. 下請ガイドラインを改訂！

平成28年12月の基準・通達の改正等を踏まえて、合理性を確保した原価低減活動、労務費上昇分の取引対価への反映、現金払いの原則（手形使用時はサイトを短縮）等の内容を反映。

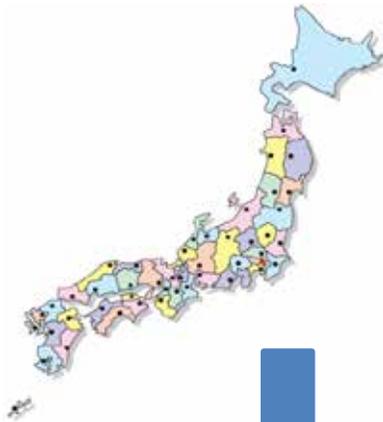
業種別下請ガイドラインを策定した18業種

素形材産業 自動車産業 産業機械・航空機等 繊維産業 情報通信機器産業  
情報サービス・ソフトウェア産業 広告業 建設業 トラック運送業 建材・住宅設備産業  
放送コンテンツ 金属産業 化学産業 紙・紙加工産業 印刷業 アニメーション制作業  
食品製造業（豆腐・油揚げ）、 食品製造業（牛乳・乳製品）

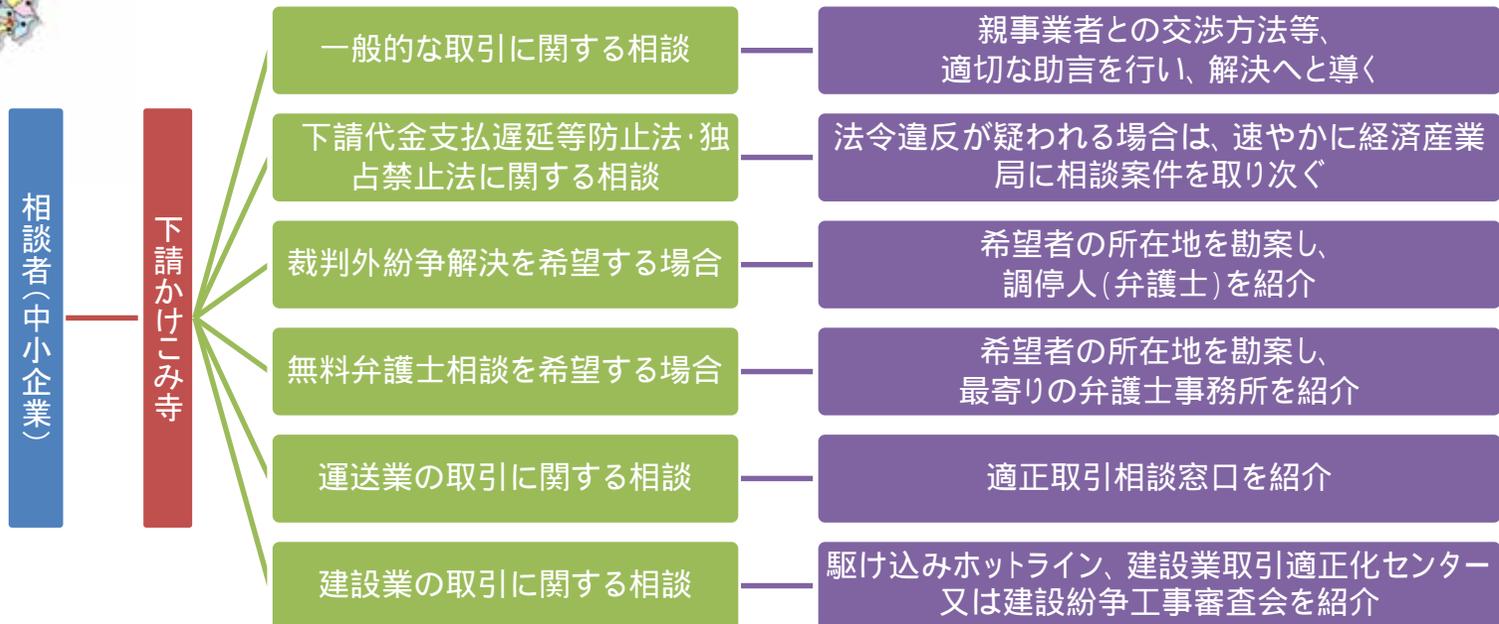
下請ガイドラインは、中小企業庁のホームページ（<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm>）に掲載。

## 【参考】下請かけこみ寺

- 企業間取引に係る各種相談への対応や裁判外紛争解決手続を行うため、全国47都道府県（+本部）に「下請かけこみ寺」を設置。
- 相談件数の平成28年度実績は6,583件。



企業間取引に関する様々な相談に相談員等が応じます。  
裁判外紛争解決（ADR）手続により簡易・迅速な紛争解決を行います。  
相談費用や調停費用は無料です。



# 【参考】価格交渉サポート事業

- 価格交渉ノウハウを普及するとともに、きめ細かい個別相談（専門家派遣）を実施。

事業	内容
(1)価格交渉ハンドブック、事例集	16万部を印刷し、全国に周知。
(2)価格交渉サポートセミナー（受講料無料）	全国で約100回のセミナーを実施。団体や組合等への講師派遣も実施。 *28年度は157回。5,119名が参加。85%が「役に立った」と回答。
(3)個別相談（3回まで無償で専門家を派遣）	下請等の中小企業のご希望に応じ、専門家が訪問して個別相談を実施。 *28年度は67社、116回実施。

相談事例1 . 小ロット化した製品の価格交渉

対象製品リストの作成等を支援。

相談事例2 . 金型保管の有償化交渉

保管金型リストの作成、交渉の優先順位、合理的根拠資料の作成等を支援。

中小企業庁・公正取引委員会からのお知らせ

## 型を無償で保管・管理させていませんか？



**⚠️ 法令違反となる可能性があります！**  
 量産後の補給品の支給などのため、発注者が長期にわたり使用されない型を無償で保管させるなど、受注者の利益を不当に害することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要留意！〉チェックポイント

- 発注者が受注者に対して、長期にわたり使用されない型を無償で保管、管理させていませんか。
- 当初想定していない保管に伴うメンテナンスなどを無償で受注者に行わせていませんか。
- 受注者からの型の廃棄申請に応諾していますか。また、明確な返答を行っていますか。応諾した場合、廃棄費用を支払っていますか。応諾しない場合、保管に必要な費用を負担していますか。

↓

## こんな取引を目指しませんか？

- 金型・木型などの型の保管に関して、双方が十分に協議し、保管方法や費用負担を明確に定める。
- 親事業者の事情により下請事業者に型の保管を求めている場合には、親事業者が必要な費用を負担する。
- 親事業者が主導して、型の保管期間や数量を最小限にとどめる努力をする。

（本件に関する問い合わせ先）中小企業庁 下請かけこみ専 0120-418-618



(1)の請求（送料負担）

中小企業庁広報冊子のご請求について

(2)、(3)のお申し込みは

価格交渉サポート

電話：0120-735-888（全国中小企業取引振興協会）

# 【参考】下請代金支払遅延等防止法の対象範囲のイメージ

< すべての B to B 取引 >

**スペック指定のない  
既製品・サービスの購入**

例．小売業、運輸業（荷主とトラック業者）、宿泊・飲食、等

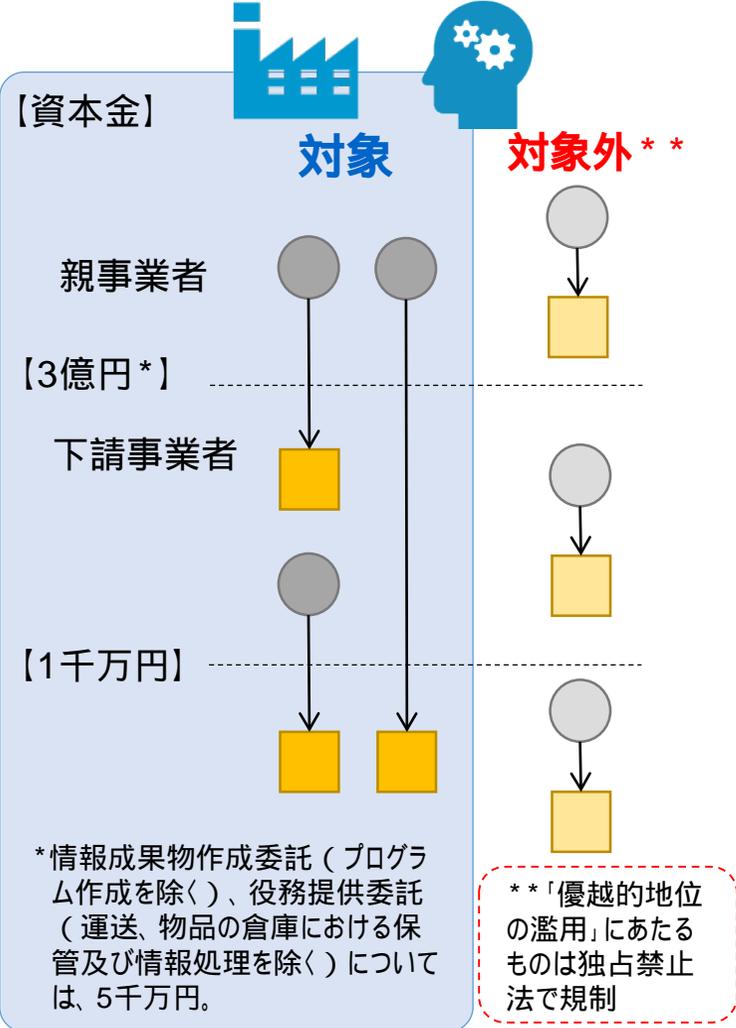


**下請法の対象外**

「優越的地位の濫用」にあたるものは独占禁止法で規制

**事業として行う活動の「委託」**

例．製造業、情報通信、運輸業、等



うち「建設工事」



**下請法の対象外**

建設業法で規制

**自社で使うための「委託」**

例．自社向け会計ソフト開発（自家使用）試作品開発（商品でないもの）、等

**下請法の対象外**

「優越的地位の濫用」にあたるものは独占禁止法で規制